（定義）

第二条　この指針における用語の定義は、法第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

一　「自動車製作者等」とは、法第五十七条の二に規定する自動車製作者等をいう。

二　「J－OBDⅡ」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八Ⅰ・2・に規定された装置をいう。

三　「制御装置」とは、自動車の装置を電子的方法により制御する装置をいう。

四　「外部故障診断装置」とは、制御装置と接続し、自動車の装置の作動状況を診断又は整備するために使用する外部装置をいう。

五　「専用外部故障診断装置」とは、外部故障診断装置のうち、自動車の製作を業とする者が、自ら製作した自動車において使用するために製作したものをいう。

六　「リプログラミング」とは、制御装置のプログラムを書き換えることをいう。

七　「整備要領書等」とは、自動車製作者等が、その製作する自動車について、構造、装置、点検整備方式、配線図等点検及び整備に必要となる技術上の情報を示した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）をいう。

八　「故障コード」とは、番号、記号その他の符号であって自動車の故障の状態を識別するためのものをいう。

九　「故障診断の履歴情報データ」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・7・1に規定する故障診断の履歴情報データをいう。

十　「故障時の自動車使用状況データ等」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・7・2に規定する故障時の自動車使用状況データ等をいう。

十一　「エンジン関連現在情報出力機能」とは、細目告示別添四十八Ⅲ・8・に規定するエンジン関連現在情報出力機能をいう。

（対象となる自動車）

第三条　この指針は、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）を対象とする。ただし、次に掲げる自動車にあっては、この指針によらないことができる。

一　一型式当たりの年間販売台数が二千台以下の自動車

二　平成二十二年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

（点検整備情報等の提供）

第四条　自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときは、当該自動車の販売の開始の日から六月以内に、整備要領書等（排気に係る装置に係るものに限る。）のほか、排気に係る装置の点検及び整備をするに当たって必要となる技術上の情報であって次に掲げるもの（以下「点検整備情報等」という。）を提供するものとする。

一　全ての故障コードに関する情報

二　車載式故障診断装置の構造及び作動条件に関する情報

三　リプログラミングの実施に関する情報

四　制御装置の調整に関する情報

五　自動車の装置を強制的に作動させるための情報

六　その他排気に係る装置の点検及び整備に必要となる情報

2　自動車製作者等は、前項の規定にかかわらず、イモビライザ（原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的な方法により停止させる装置をいう。以下同じ。）に係る情報を提供してはならない。ただし、自動車製作者等が、当該情報の提供先その他の関係者の協力を得つつ、当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じたときは、この限りでない。

3　自動車製作者等は、点検整備情報等をインターネットを通じて提供する場合は、当該情報を容易に入手することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4　自動車製作者等は、第一項に基づき提供した点検整備情報等の内容に変更があったときは、その内容を適切に提供するものとする。

5　自動車製作者等は、点検整備情報等の提供に当たって、特定の者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

6　自動車製作者等は、点検整備情報等を有償で提供するときは、当該情報を適正な価格で提供するものとする。

（外部故障診断装置開発情報の提供）

第五条　自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときは、外部故障診断装置を開発又は改良するに当たって必要な技術上の情報のうち、排気に係る装置に関する次に掲げるもの（以下「外部故障診断装置開発情報」という。）を提供するものとする。

一　次に掲げる事項を外部故障診断装置に表示させるために必要な情報

イ　故障コード

ロ　故障診断の履歴情報データ

ハ　故障時の自動車使用状況データ等

ニ　エンジン関連現在情報出力機能

二　リプログラミングの実施に関する情報

三　制御装置の調整に関する情報

四　自動車の装置を強制的に作動させるための情報

五　その他外部故障診断装置の開発又は改良に当たって必要となる情報

2　前条第四項から第六項までの規定は、外部故障診断装置開発情報の提供について準用する。

（専用外部故障診断装置の提供）

第六条　自動車製作者等は、次に掲げる機能（排気に係る装置に関するものに限る。）を有する専用外部故障診断装置を提供してもよいものとする。

一　リプログラミングの実施を可能とする機能

二　制御装置の調整を可能とする機能及び自動車の装置を強制的に作動させるための機能のうち、特別の注意を必要とするもの

2　自動車製作者等は、専用外部故障診断装置を提供するに当たっては、提供先の自動車の整備に関する技術的能力等を要件とすることができるものとする。

3　自動車製作者等は、第一項に掲げる専用外部故障診断装置を提供する場合にあっては、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる情報は、提供をしなくてもよいものとする。

一　前条第一項第二号に掲げる情報

二　前条第一項第三号及び第四号に掲げる情報のうち、特別の注意を必要とするもの

4　第四条第四項から第六項までの規定は、専用外部故障診断装置の提供について準用する。

（国土交通大臣の確認等）

第七条　自動車製作者等は、国土交通大臣に対し、その製作する自動車の型式ごとに、当該自動車製作者等が行う次に掲げる行為（以下「点検整備情報等の提供等」という。）の状況について、それぞれこの指針に適合しているかどうかの確認を求めることができる。

一　点検整備情報等の提供

二　外部故障診断装置開発情報の提供

三　第六条第一項に掲げる専用外部故障診断装置の提供